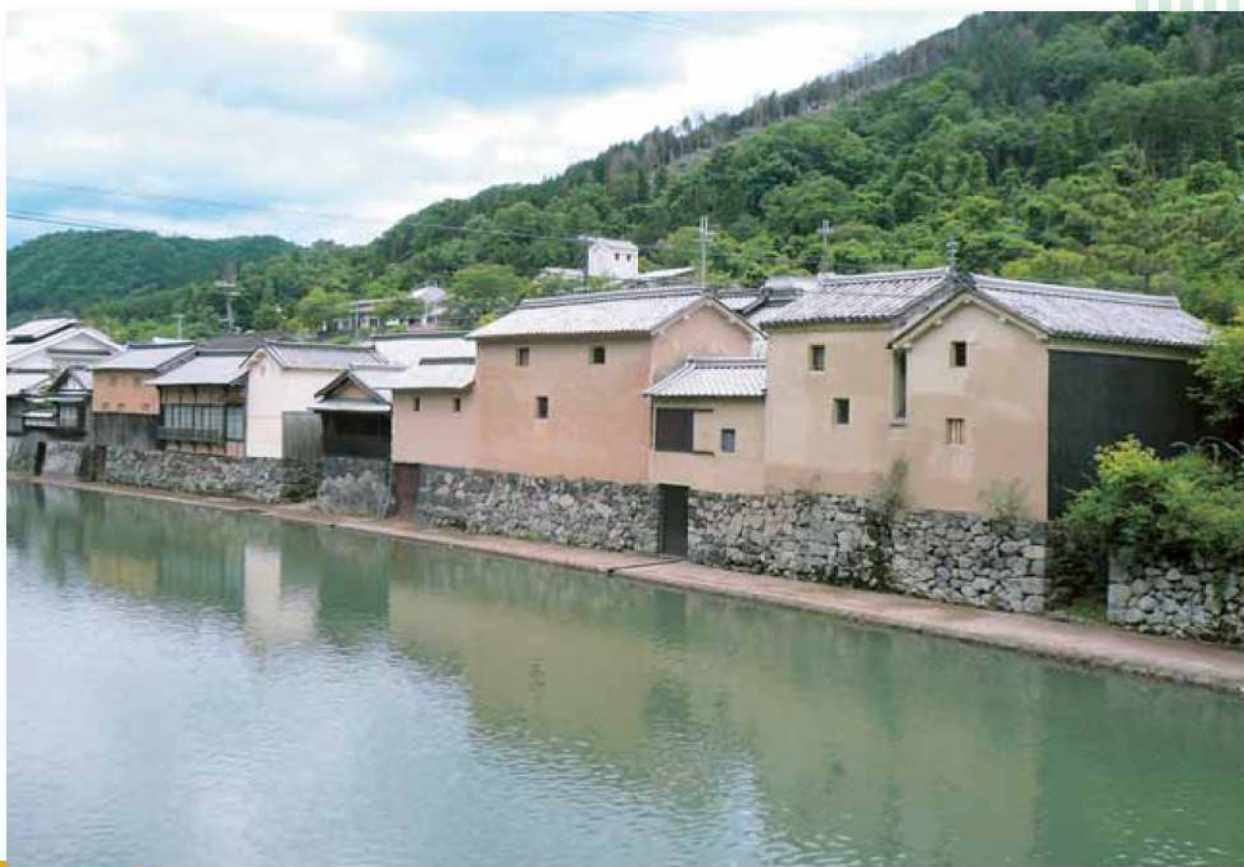


景観ガイドライン

佐用町平福地区

歴史的景観形成地区



兵庫県



はじめに

佐用町平福地区は慶長5～10(1600～1605)年に城下町として町割りなどの基本的な都市計画がなされた町です。

その後、旧因幡街道の宿場町となり、「大原夜で出て釜坂越えて華の平福朝馳けに」と里謡(さとうた)にうたわれるほどに繁栄しました。

利神山の山頂付近に残る山城の石垣や麓の平城の遺構は城下町時代の名残であり、また、播州系と作州系の町家が入り交じる町並みや佐用川の水面に映る土蔵・川座敷群には、かつて宿場町として栄えた平福をみることができます。

多くの地域で時代の流れとともに伝統的な町並みが失われていく中で、佐用町では昭和58年に歴史的環境保存条例が制定され、地域と行政が町並みの保存・継承に取り組んできた結果、今なお伝統的な町家が数多く残っています。

このたび兵庫県は、今後も続く地域の皆さんの景観まちづくりを支援するために「兵庫県 景観の形成等に関する条例」に基づく地区指定を行い、景観形成基準を定めました。

このガイドラインでは、平福地区の景観まちづくりや景観形成基準の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。

これからの平福地区の魅力あるまちづくりにご活用いただければ幸いです。





目次

1 佐用町の概要	1	6 景観形成の考え方	11
2 地区の概要	3	7 町家の意匠	15
3 景観形成の基本方針	5	8 景観形成支援事業	17
4 景観形成基準	7	9 届出の手続き	19
5 町家修景指針(伝統的な平福の町家のお手本)	9		

1

佐用町の概要

(1) 位置と地勢

佐用町は兵庫県西部に位置し、西は岡山県、東は宍粟市、たつの市、南は上郡町に隣接する、面積 307.51 k㎡の町です。

交通網は J R 姫新線、智頭急行智頭線、中国自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、国道 179 号及び 373 号を幹線道路として、姫路市へは約 40km、J R 姫新線により約 1 時間の距離にあります。

地形は中国山地の東端部に連なる西播磨山地を源とする千種川水系が南北に貫流し、北部には日名倉山をはじめ、郷鳴山、高鉢山、壇の平など高さ 600m 以上の山々がそびえています。中部には、河川の流域に沿ってなだらかな丘陵地が広がり、集落や農地などが分布しています。平地の占める割合はわずかで、山林などの自然的土地利用がその多くを占めています。(林野率 81.0%・耕地率 6.8%)

また、佐用町とたつの市、上郡町にまたがる播磨科学公園都市は、豊かな自然環境のなか、世界最高性能の大型放射光施設 Spring-8、兵庫県立大学、附属高等学校、附属中学校など、学術研究機関や学校が集積しています。保健・福祉・医療・教育の分野では粒子線医療センター、県立西はりま養護学校、総合リハビリテーションセンターブランチが整備されています。



(2) 歴史的特性

佐用町は、東西に出雲と大和を結ぶ出雲街道と、南北に吉備・因幡・但馬を結ぶ因幡街道が交差する交通の要衝にありました。そのため、古くから街道とともに宿場町として栄えてきました。因幡街道きっての宿場町「平福」では川沿いに川座敷が建ち並びその町並みが現在につながる貴重な歴史遺産となっています。

佐用平野をとりまく周囲の山々では円応寺古墳群や上月古墳など多くの遺跡・遺構があります。

また、利神城や上月城、米田熊見城、三日月藩乃井野陣屋跡のほか、宿場町であった平福にある土塀や商家の町並み、乃井野(郭内)の町並みをはじめ、佐用都比売神社、船越山南光坊瑠璃寺など、貴重な歴史資源となっています。



三日月藩乃井野陣屋跡



乙大木谷の棚田

(3) 自然資源

佐用町は氷ノ山・後山・那岐山^{うしろやま なぎ さん} 国定公園の一角に位置する中山間地域で、全国名水百選に選ばれた清流「千種川」が南北に流れています。緑豊かで清らかな水辺空間にはホタルやメダカが生息し、大撫山の山頂から眺める霧海や夜空に瞬く満天の星など自然の織り成す美しい環境を有しています。

また、日本の棚田百選に選定されている乙大木谷^{おつ おおき ぎや}の棚田、全国農村景観百選に選定されている南光地域のひまわり畑など、美しい田園景観が広がっています。

樹齢千年といわれる佐用の大イチョウ、樹齢300年といわれる南光の大イト桜や樹齢800年の三日月の大ムクは県の天然記念物に指定され、大切に保存されています。



佐用の大イチョウ

2

地区の概要

(1) 歴史的概況

平福は播磨の西を流れる千種川の支流佐用川中流域に位置する山間の集落で、佐用川に沿って南北に走る街道の両側約1.2kmにわたって町家が並んでいます。

平福が歴史に現れるのは14世紀の半ばで、地域の豪族であった別所氏が比良福利神城を築き移り住んだと伝わっています。因幡街道に面した利神城は経済上、軍事上きわめて重要であり、平福は豪族屋敷村として形成されたと考えられます。

関ヶ原の合戦後、播磨国52万石を与えられた池田輝政は領内を統治するために六支城を置きましたが、その一つが平福の利神城で、甥の池田由之を派遣し、佐用郡内を治めさせることになりました。その年、佐用平福に赴いた由之は近世城下町の建設にとりかかり、別所時代の砦に修造を加えて、山頂に三層の天守を築き、山裾の佐用川と庵川に囲まれた地に武家の屋敷地を配備し、川向かいの街道に沿って町人地を建設しています。

その後、寛永8(1631)年に城主が転封し25年間の城下町としての歴史を閉じることになりました。後に在郷町となっていた平福は、時期は明らかではありませんが、鳥取藩の専用本陣を置く宿場町となりました。

利神城は山城と平城の城趾が残るのみとなっており、武家屋敷地であった地域は現在、農地となっていますが、近世城下町時代に形成された町人地はその頃に形成された形で残っています。

このように、城下町として都市計画がなされ、後に宿場町として建物が更新された経緯から、その両方の景観を有する町並みが平福の特徴となっています。

(2) 景観資源

① 利神城の遺構

貞和5(1349)年に赤松一族の別所敦範が利神山上に山城を築きました。慶長5(1600)年関ヶ原の戦のあと、播磨52万石の領主池田輝政の甥、池田出羽守由之が平福領2万3千3百石の領主となり、利神山上に5年の歳月をかけて広大な城郭を造営しました。

利神山上の三層の楼閣は、あたかも雲を衝くがごとき威容から「雲突城(うんとつじょう)」と呼ばれました。現在は、山頂に本丸、二の丸、大坂丸などの石垣群が昔の姿をしのばせています。



利神城趾

② 御殿屋敷跡と武家屋敷群

池田出羽守由之は利神山頂上に城郭を造営するとともに、山麓には御殿屋敷、武家屋敷を配し、さらに、街道沿いに町人地を設けて、城下町を建設しました。御殿屋敷は東は利神城、西は佐用川で画し、北と南には石垣を築き、南側には「水ホリ」と枳形をもつ門を設置するという城塞の形式で造営されています。現在も石垣や土塁の一部が残っています。



利神山麓の遺構

③ 宿場町の町並み

平福は城下町として町並みが形成されましたが、25年でその用を終えました。その後、鳥取池田藩の陣屋が造られ、因幡街道随一の宿場町となります。播磨にありながら作州寄りに位置していたため、播州系の意匠をもつ町家と作州系の意匠をもつ町家が混在するという特徴的な景観を形成しています。

④ 川端風景

平福地区では多くの井戸の水が鉄分を含み、飲料や洗濯に適さなかったため、佐用川から生活用水を取水するための水路と街道の裏側に排水路が整備されていました。生活用水を取水しやすい川端に裕福な町家が並び、佐用川に面した石垣とその上に建てられた川座敷と土蔵群が佐用川の川面に映るといった特徴的な景観が形成されています。

⑤ 本陣跡

鳥取池田藩の陣屋跡には平成8年に陣屋門をイメージした木造本瓦葺きの建物が整備されています。白壁の門や回廊形式の扉を設け、庭園には休憩用のベンチも配置しています。



本陣跡

⑥ 牢屋敷跡(平福郷土館)

江戸時代の町家の代表的な建築様式を再現した資料館です。大屋根の煙出し、くぐり戸のついた吊り上げ大戸、葬式の際の出棺にだけ使う出口などの特徴があります。館内には、宿場を支えてきた商家の商い道具や民具類、利神城ゆかりの品々を展示しています。

⑦ 陣屋門代官所跡

徳川時代には、1万石以下の小藩の城を陣屋と呼び、その邸宅の入り口に造った長屋門を陣屋門といいました。平福は、利神城廃城後、松平氏5千石の旗本領で代官支配となります。今の陣屋門は、元治元(1864)年に代官・佐々木平八郎が建築したものです。



陣屋門代官所跡

⑧ 六地藏・刑場跡

平福の南に位置する金倉橋西の一带は、江戸時代の平福藩刑場跡として伝えられており、六地藏はその供養のために建てられたものと思われます。同所に元禄9(1696)年に建てられた南無阿弥陀仏の念仏碑があることから、同時期のものと推測されます。

⑨ 宮本武蔵初決闘の場

慶長元(1596)年、佐用町の因幡街道沿いに栄えた宿場町平福の金倉橋のたもとで、剣豪武蔵は13歳のとき新当流の達人有馬喜兵衛に初勝負をいどみ一刀のもとに倒したと言われています。

⑩ 寺院・神社

城下町時代以前に創建された光勝寺、正覚寺をはじめ宿場町時代の絵図に現れている光明寺、きやうかんじ 教岸寺、りやうせいじ 了清寺の寺院と、絵図に現れているすきのおのみことじんじや 素盞鳴尊神社、天満宮の神社が今日までその姿を伝えています。

3

景観形成の基本方針

(1) 景観形成区域の設定

佐用町は昭和58年に「歴史的環境保存条例」を制定し、平福地区の景観形成に努めてきました。これまで町で進めてきた景観形成の取り組みを尊重して、同条例と同じ範囲を歴史的景観形成地区に設定しています。



(2) 景観形成ゾーンと景観通りの設定

景観形成ゾーンや通りの設定については、「平福は城下町と宿場町との2つの時代をきた町」であること、そして、「これらの遺構群を読みつないでいくことで、2つの時代の町のかたちを思い起こすことができる」ことから、こうした町のかたちを残していくために、それぞれの区域にあった景観上の配慮を求めています。

① 宿場町の景観の維持・保存

宿場町としての景観を最も良くとどめているのは街道沿いです。街道に沿って形成された町の範囲を「町家景観形成ゾーン」、旧街道等主要な通り沿いに「町家景観通り」を設定し、この町の特徴である播州系と作州系の町家の意匠を守るための基準を策定しています。また、基準とは別に伝統的な平福の町家の基調として、それぞれの町家修景指針を示すこととしました。

② 川端風景の維持・保存

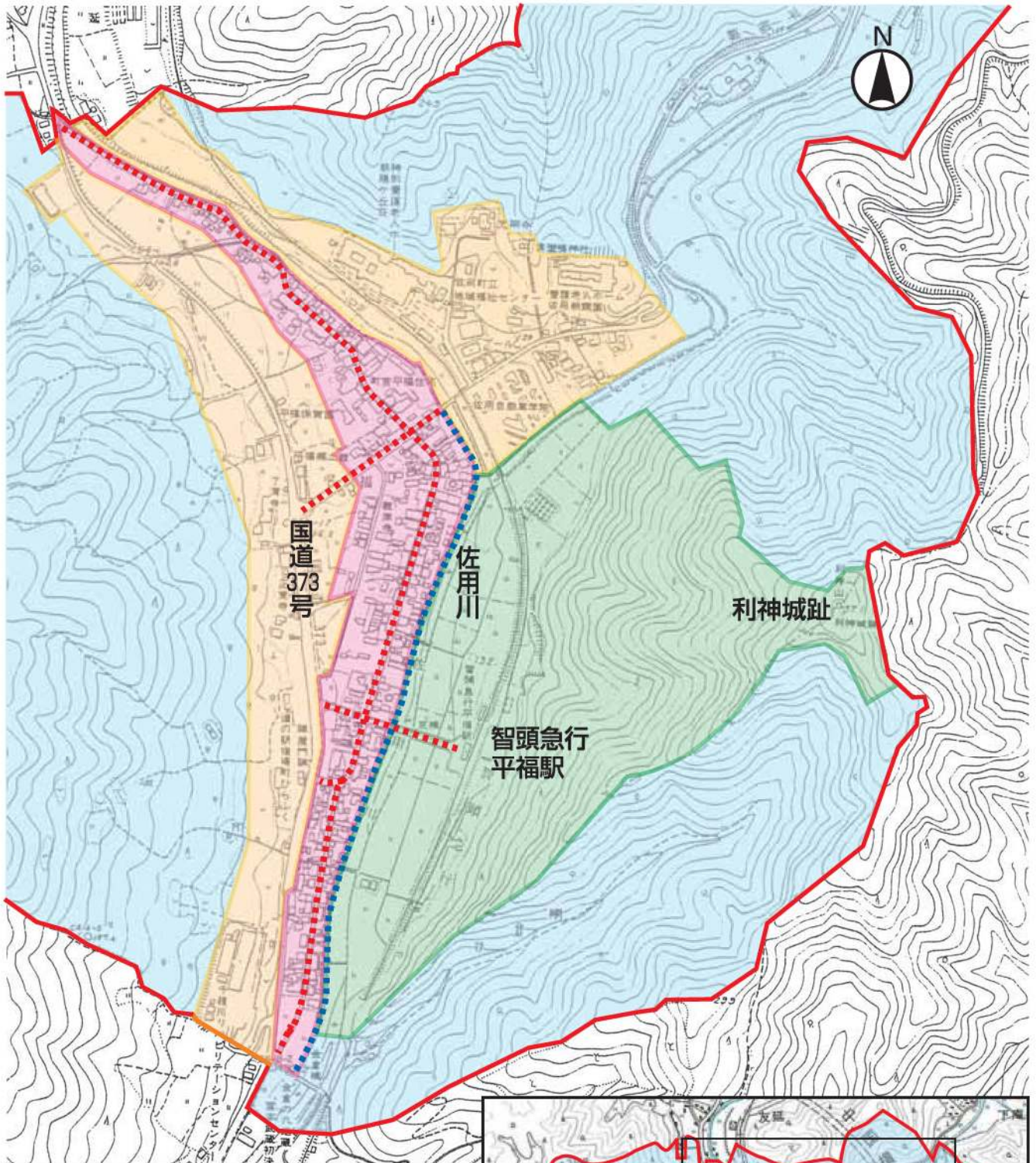
佐用川沿いの石垣と川座敷や土蔵群が川面に映る姿は平福で最も有名な景観となっています。この景観を守るために「川端景観通り」を設定しました。

③ 利神城趾の景観の維持・保存

城下町としての平福の町のかたちが最もよく残されているのが佐用川左岸から利神山にかけての遺構群です。この風景を守るために「利神城趾ゾーン」を設定しました。

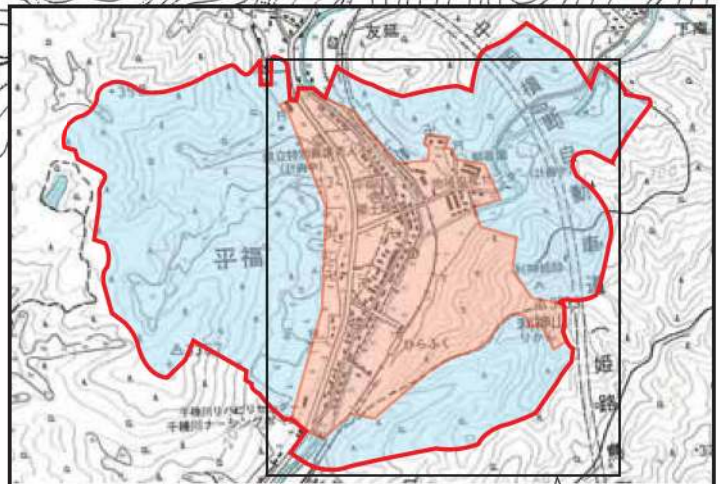
④ 周辺景観との調和

「町家景観形成ゾーン」の周辺に「町家周辺ゾーン」を設定し、景観形成地区内外の急激な変化を緩和するとともに、地区内の山林部分に「山麓景観形成ゾーン」を設定し、植栽等の基準を定めることにより、佐用川から眺めた山麓の緑の景観を守ります。



凡例

- 景観形成地区の範囲
- 町家周辺ゾーン
- 町家景観形成ゾーン
- 町家景観通り
- 川端景観通り
- 利神城趾ゾーン
- 山麓景観形成ゾーン



詳細は上図の通り

4

景観形成基準

(1) 建築物等に関する基準

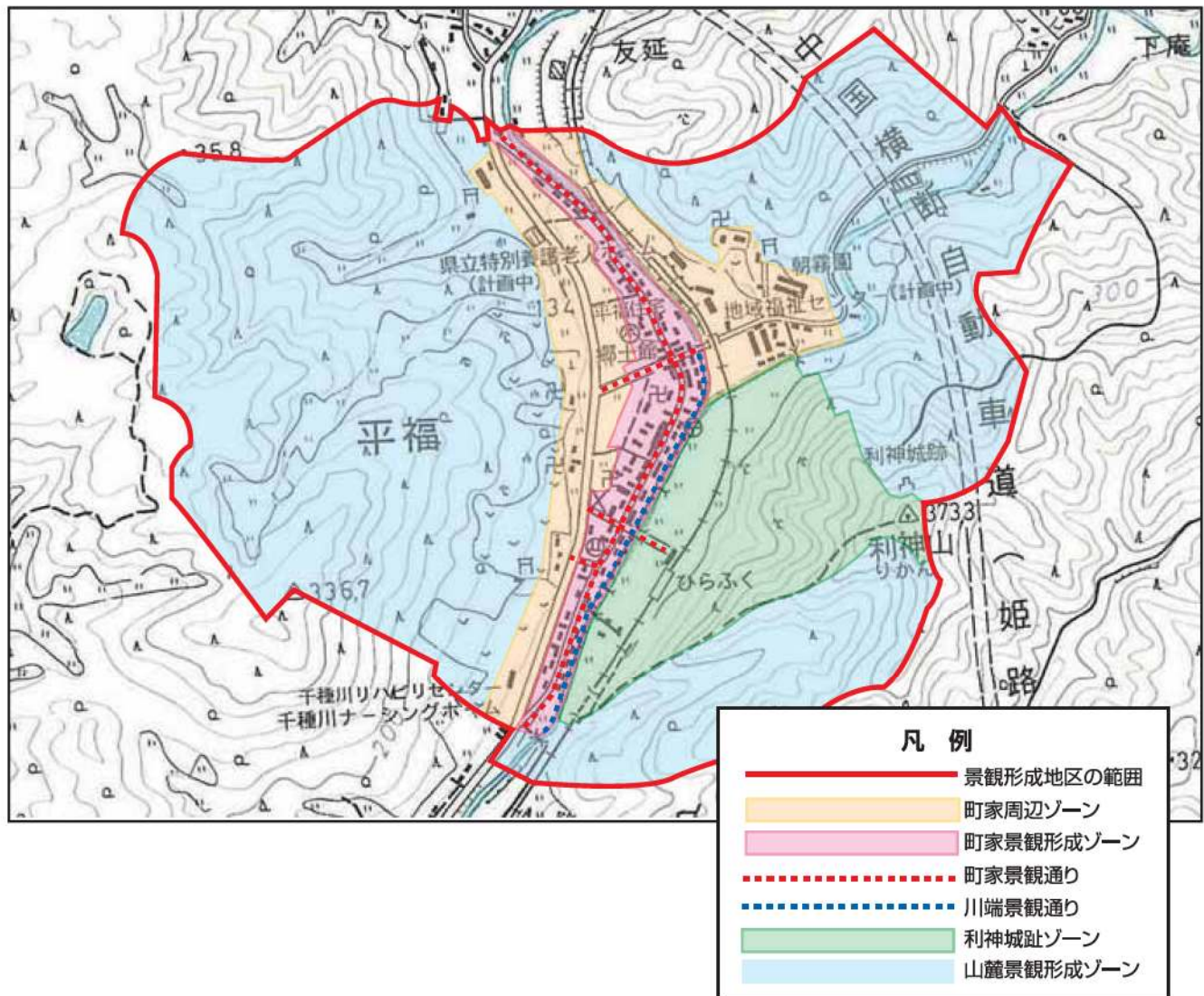
区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定区域 全域 (町家周辺 ゾーン)	高さ	・階数は3階以下とする。	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。
	屋根	・和風を基調とする切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とする。 ・黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。全色相、明度6以下、彩度0.5以下又は明度6以下の無彩色とする。	
	外壁	・白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。色相はY R (橙)系、及びY (黄)系の5 Yまでとし、明度8以下、彩度3以下又は無彩色とする。	
	外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	建築設備等	・空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくいように設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ目立たない意匠及び色彩とし外部から見えにくいように設置する。	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。	
町家景観 形成ゾーン	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・やむを得ず通り(町家景観通り・川端景観通りに限る)に面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。	
	建具	・茶褐色系統の色彩とする。	
町家景 観通り		・当地区は播州系と作州系の意匠が混在していることが特徴となっていることから、別に定める町家修景指針(9ページ参照)のいずれかを基調とした意匠とし、伝統的な意匠の保存に努める。	
	高さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。	
	屋根・庇	・屋根は、和瓦葺きで切妻平入りとし、屋根勾配を伝統的な周辺の建物に合わせる。 ・1階には軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺きとし、軒先の位置と勾配を伝統的な周囲の建物に合わせる。	
	外壁	・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗り又はこれに類するものとする。なお、作州系の意匠とする場合は2階の腰部分はなまこ壁とする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼板張り、漆喰塗り又はこれらに類するものとする。 ・木材に保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。	
	建具	・通りに面する部分の窓、格子等は平福の伝統的な様式を基調とした意匠とする。 ・建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。	
	外構	・門、塀の仕上げは、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗り、和瓦葺きとする意匠を基調とする。	
	建築設備等	・やむを得ず、空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。	
川端景 観通り		・佐用川の水面に映る川座敷と土蔵群の景観の維持に努める。	
	高さ	・階数は2階以下とする。	
	屋根	・屋根は切妻又は入母屋の勾配屋根とし、和瓦葺きとする。	
	外壁	・土壁、板張り、漆喰塗り等とする。	
	建具	・建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。	
建築設備等	・門、塀の仕上げは、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗り、和瓦葺きとする意匠を基調とする。 ・野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理に努める。		

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
利神城趾ゾーン		・ 佐用川右岸から利神城趾を望む景観の維持に努める。	・ 利神城趾(山城及び平城)の石垣等遺構の保存及び維持管理に努める。
	植栽	・ 建物及び擁壁の前面(川側)に、周辺の植生になじんだ樹種の中高木の植栽を施すとともに、樹木の保存に努める。	
山麓景観形成ゾーン	植栽	・ 建物及び擁壁の前面(川側)に、周辺の植生になじんだ樹種の中高木の植栽を施すとともに、樹木の保存に努める。	

※利神城趾ゾーンには佐用町指定文化財「利神城趾」の区域が含まれます。現状を改変する場合は佐用町文化財保護条例に基づく許可が必要な場合があります。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	景観形成基準
位置	・ 道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・ 企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・ 建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・ 周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。



5

町家修景指針 (伝統的な平福の町家のお手本)

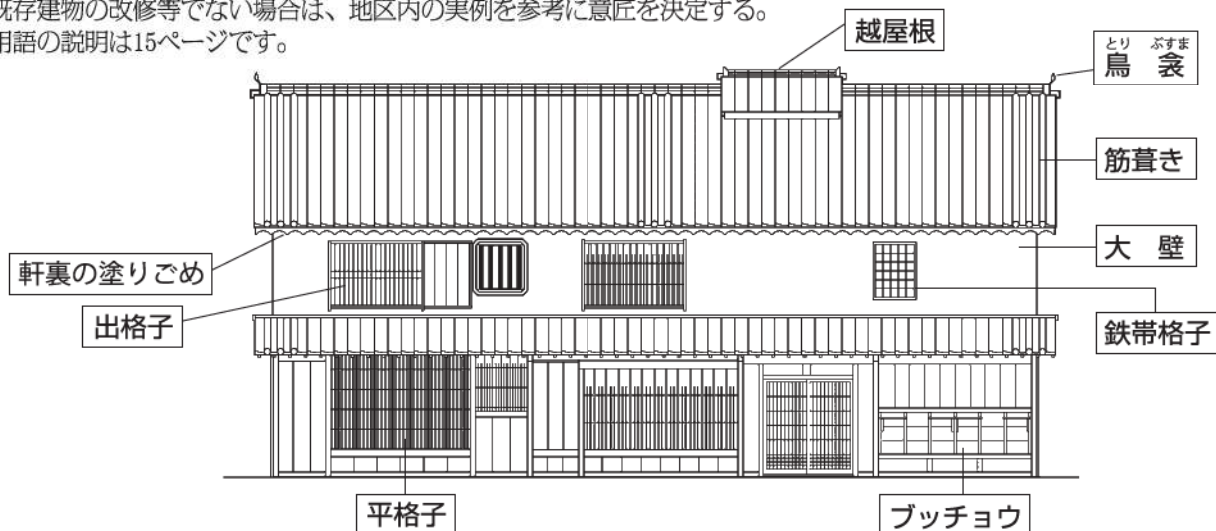
平福の町家の景観は播州系と作州系の意匠の町家が混在していることに特徴があります。
町家修景指針は、それぞれの町家の特徴を明らかにし、修景の参考とするために示しています。

(1) 播州系町家の指針

屋根 形式 勾配 材料 軒裏	切妻平入りを原則とするが、従前(※1)の意匠を尊重する。 4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかの勾配とし、周囲の建物に調和したもとする。 和瓦で棧瓦葺(筋葺も可)または本瓦葺とし、従前(※1)の意匠を尊重する。 2階壁面が大壁の場合は壁と同じ仕上げで塗りごめ、真壁の場合は塗りごめない。
下屋 勾配 材料 軒裏 幕掛け(※2) 持ち送り	4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかの勾配とし、周囲の建物に調和したもとする。 和瓦で棧瓦葺(筋葺も可)とする。 野地板・たるきを見せること。 伝統的な商家のおもかげがあり、つけた方がふさわしい場合はつける。 持ち送りをを用いる場合は従前(※1)の意匠を尊重する。
壁面 2階壁 2階腰 袖卯建 1階壁 1階腰 格子の縁下 ブッチョウ(※2)	ツシ2階(※2)の場合は大壁、本2階で階高が高い場合は真壁で漆喰仕上げを原則とする。 壁の仕上げと同じ仕上げにする。 つけない。 真壁を原則とし、漆喰仕上げとする。 縦羽目板張りとする。 ささら子下見板張り、縦羽目板張り、または一枚板のはめ込みとする。 伝統的な商家のおもかげがあり、つけた方がふさわしい場合はつける。
開口部 2階窓 1階窓 出入口 建具 格子	ツシ2階(※2)部分は虫籠窓、その他の部分は格子窓を原則とする。 格子窓を原則とする。 木製建具を原則とする。 木製建具を原則とする。 面格子は用いない。
その他 とい 用水溝の蓋 設備機器	黒または濃い茶色で仕上げること。 蓋がけは最小限にし、できるだけ水の流が見えるようにすること。 道路側に露出させないこと。

(※1)既存建物の改修等でない場合は、地区内の実例を参考に意匠を決定する。

(※2)用語の説明は15ページです。

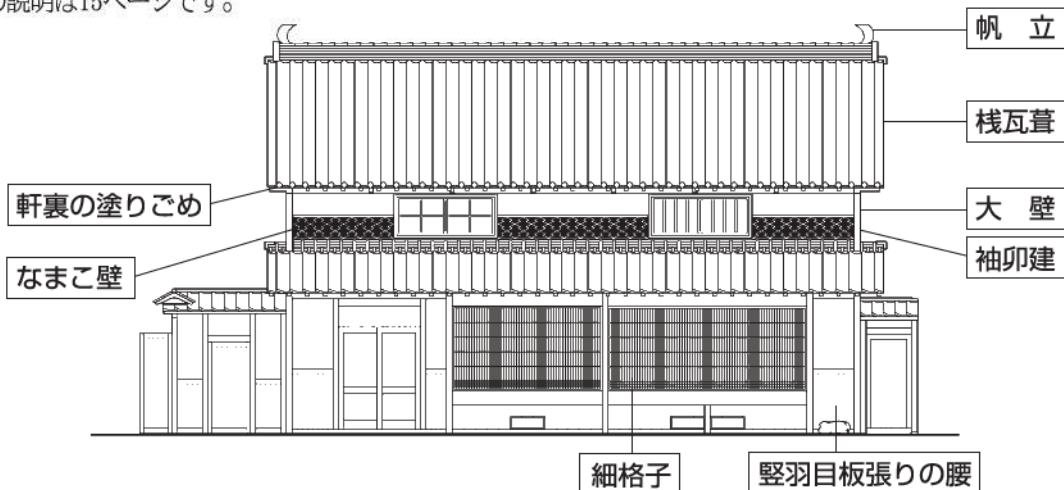


(2) 作州系町家の指針

屋根	形式 勾配 材料 軒裏	切妻平入りを原則とするが、従前(※1)の意匠を尊重する。 4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかの勾配とし、周囲の建物に調和したものとする。 和瓦で棧瓦葺(筋葺も可)または本瓦葺とし、従前(※1)の意匠を尊重する。 2階壁面が大壁の場合は壁と同じ仕上げでたるきの形を出して角形に塗りごめ、真壁の場合は袖卯建より外側は塗りごめて他は塗りごめない。
下屋	勾配 材料 軒裏 幕掛け(※2) 持ち送り	4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかの勾配とし、周囲の建物に調和したものとする。 和瓦で棧瓦葺(筋葺も可)とする。 野地板・たるきを見せること。 伝統的な商家のおもかげがあり、つけた方がふさわしい場合はつける。 つけない。
壁面	2階壁 2階腰 袖卯建 1階壁 1階腰 格子の縁下 ブッチョウ(※2)	大壁または真壁とし、漆喰仕上げとする。 なまこ壁をつける。意匠は従前(※1)のものを尊重する。 つけること。意匠は従前(※1)のものを尊重する。 真壁を原則とし、漆喰仕上げとする。 縦羽目板張りとする。 出格子の場合は、板を張らないこと。平格子の場合は、縦羽目板張りまたは一枚板をはめ込むこと。 伝統的な商家のおもかげがあり、つけた方がふさわしい場合はつける。
開口部	2階窓 1階窓 出入口 建具 格子	ツシ2階(※2)部分は虫籠窓、その他の部分は従前(※1)の意匠を尊重する。 格子窓を原則とする。 木製建具を原則とする。 木製建具を原則とする。 面格子は用いない。
その他	とい 用水溝の蓋 設備機器	黒または濃い茶色で仕上げること。 蓋がけは最小限にし、できるだけ水の流が見えるようにすること。 道路側に露出させないこと。

(※1)既存建物の改修等でない場合は、地区内の実例を参考に意匠を決定する。

(※2)用語の説明は15ページです。



6

景観形成の考え方

ゾーンや通りごとの景観形成基準について、区域ごとに基本的な考え方をまとめています。

●町家周辺ゾーン(景観形成地区全域が対象となる基準)

このゾーンは平福の歴史的景観の中心である町家景観形成ゾーン(次ページ参照)を包み込むように設定しています。主に建物の形態と色彩に係る緩やかな基準が設けられています。

景観形成地区内全域の共通基準でもあります。

■町家周辺ゾーンのイメージ



高さは3階以下
和風の勾配屋根、色は黒
または灰色

外壁の色は白、灰色、
または明るすぎない茶色

外壁に準じた色の外構

掲出物は出来るだけ数を少なく、
意匠・色彩に配慮して下さい

室外機等建築設備は見えにくい位置へ移動して下さい

●山麓景観形成ゾーン

このゾーンは主として山の斜面部分を指定しています。建築物等は町家周辺ゾーンと同基準となっていますが、佐用川からの山林の風景を大切に、建物が山腹にむき出しにならないように、建築物等の川側に中高木の植栽を求めています。

■山麓景観形成ゾーンのイメージ



建築物等の基準は町家
周辺ゾーンと同じ

川側に周辺の植生に馴染
んだ樹種の中高木の
植栽を施こし、樹木の
保存に努める

● 利神城趾ゾーン

利神城趾ゾーンには、山麓景観形成ゾーンと同じく佐用川からの山林の風景に溶け込み、なじむように、建築物等の川側に中高木の植栽を求める基準を設けています。また、利神山の山頂や山麓に残る利神城の遺構の保存を求めています。

■ 利神城趾ゾーンのイメージ



建築物等の基準は町家周辺ゾーンと同じ

川側に周辺の植生に馴染んだ樹種の中高木の植栽を施し、樹木の保存に努める

石垣等遺構の保存及び維持管理に努める

● 町家景観形成ゾーン

このゾーンは町家形式の建築物が多く残る範囲となっています。平福の歴史的景観を守るために重要な区域となっています。

ゾーン内の多くの敷地は、町家景観通りと川端景観通りに面しており、その面についてはそれぞれの項目で説明する景観への配慮が必要となります。

■ 町家景観形成ゾーンのイメージ



建築物等の基準は町家周辺ゾーンと同じ

通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える(※1)

茶系統の色彩の建具

町家景観通り・川端景観通り(※2)では、やむを得ず通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置(※3)等により、町並みの連続性に配慮する

※1 新築や改築の場合、写真のようにできるだけ軒先位置を敷地境界近くにする事で、極力壁面後退を避けて下さい。

※2 基準では、町家景観通りと川端景観通りに面した場合のみですが、その他の道路沿いも同様の配慮をするとよりよい景観となります

※3 空地に塀を設ける場合は、町家景観通り・川端景観通りの基準の他、板塀等周辺との連続性を乱さない仕様による配慮も可能です

●町家景観通り

旧因幡街道の宿場町の中でも、播州系と作州系の町家が混在するという特徴ある景観を維持するために、景観形成基準として仕上材料の仕様まで定めています。播州系と作州系の固有の意匠を継承していくことが重要ですので、それぞれのデザイン・意匠を別途、町家修景指針として示しています。

■町家景観通りのイメージ



高さは2階以下、やむを得ず3階とする場合は3階壁面を後退する(※1)

和瓦葺き(※2) 切妻平入りの屋根
勾配は周辺の伝統的な建物にあわせる

通りから見える妻壁は焼板張り、漆喰塗り

和瓦葺きで十分な長さの下屋、庇を設ける
軒先の位置、勾配は周辺の伝統的な建物にあわせる

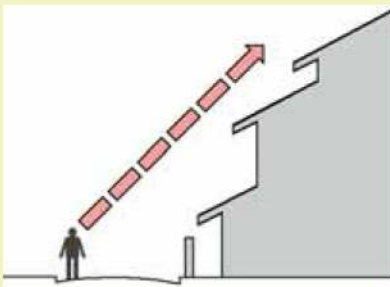
和瓦葺き、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗りの門塀

伝統的な意匠(※3)の木製建具、やむを得ずアルミサッシとする場合は黒または暗褐色

1階腰部分は板張り、上部は漆喰塗り等の外壁
作州系町家の場合は2階腰部分になまこ壁を設置する(※4)

建築設備を通りに面して設置する場合は、意匠、色彩に配慮した目隠しを設ける(※5)

※1 やむを得ず3階建てにするときは、下図のように3階壁面を後退することにより、通りから見えにくくなるよう配慮して下さい。



※3 伝統的な意匠とは、格子戸等木製建具の他、虫籠窓や鉄製の格子を用いた開口部などがあります。鏝で仕上げる虫籠窓やなまこ壁には多彩な仕上様式がありますが、平福地区内の意匠を参考にすることにより、地域の伝統的意匠を守ることが出来ます。

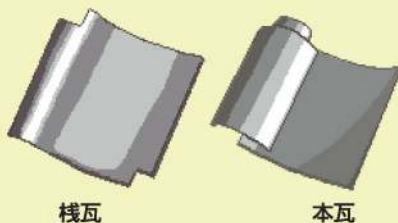
※4 外壁の詳細な仕様は、15ページの町家の意匠を参照して下さい。

※5 建築設備は原則として通りから見にくい位置に設置することになっていますが、どうしても無理な場合は、伝統的な意匠に近い意匠や色彩とするなどの配慮をした目隠しを設けて下さい。



室外機を木製の枠により目隠した例

※2 和瓦葺きとは、棧瓦か本瓦を葺く屋根のことです。



●川端景観通り

佐用川沿いの石垣と川座敷や土蔵群が川面に映る景観は、平福の象徴的な景観となっています。佐用川からの眺めを守るために屋根や外壁の仕上げの仕様の基準を定めるとともに、石垣の保存も求めています。

■川端景観通りのイメージ



高さは2階以下
和瓦葺き、切妻または入母屋の屋根

外壁仕上げは土壁、板張り、漆喰塗り等

木製建具、やむを得ずアルミサッシの場合は
黒または暗褐色

野面積みの石垣の保存と維持管理に努める

門扉を設ける場合は、和瓦葺き、腰部分は
板張り、上部は真壁漆喰塗りとする

●自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな阻害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置されるように、景観形成基準に定めています。

■自動販売機の基準



企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る

道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める



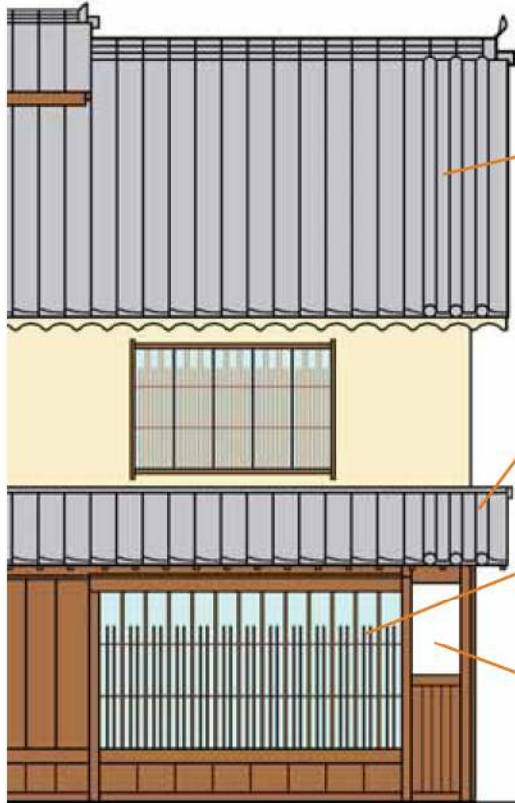
周辺景観との調和に配慮した囲いによる修景の例

7

町家の意匠

ここでは、播州系と作州系のそれぞれの意匠について、詳しく解説します。
町家修景指針を参考に景観形成基準から一歩進んだ配慮をすることにより、より質の高い景観を創出することができます。

(1)「播州系」と「作州系」の町家に共通した意匠



切妻平入りが原則（従前が入母屋や越屋根のある場合はその意匠を尊重する）
4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかで周囲の建物と調和した勾配和瓦で棧瓦葺き（筋葺きも可）または本瓦葺き（従前が本瓦葺きの場合や筋葺きがある場合その意匠を尊重する）
といは黒または濃い茶色で仕上げる

4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかで周囲の建物と調和した勾配和瓦で棧瓦葺き（筋葺きも可）
野地板・たるきは見せる
幕掛け（※1）は伝統的な商家の面影があり、つけた方がふさわしい場合はつける（従前の意匠を尊重する）

ツシ2階（※2）の窓は虫籠窓、その他の2階窓は格子窓（面格子は用いない）を原則とする（従前の意匠を尊重する）
1階窓は格子窓（面格子は用いない）を原則とする
出入り口や窓の建具は木製とする

1階壁は原則、真壁、漆喰仕上げとし、腰部分は豎羽目板張りとする
ブッチョウ（※3）は伝統的な商家の面影があり、つけた方がふさわしい場合はつける（従前の意匠を尊重する）

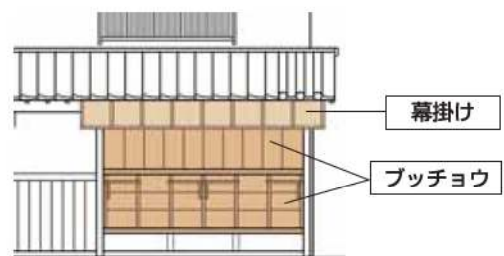


用水溝の蓋がけは最小限とし、できるだけ水の流が見えるようにする

- ※1 幕掛けとは、下屋の出桁の下に架け渡される幕をかけるための材のこと。
- ※2 ツシ2階とは、軒高が低い町家の表側の屋根裏空間。天井高が低く、物置などにされるが多い。
- ※3 ブッチョウとは、ミセの軒下にしつらえられた縁台と部戸を組み合わせた建具で、普段使わないときは引き上げて収納されている。

伝統的な商家の意匠

ブッチョウや幕掛けをつけた方がふさわしい場合があります。



格子の意匠

伝統的意匠は壁面と同じ面に設置するか、出格子となっています。



格子 ○

面格子 ×

(2) 播州系町家の意匠

播州系の町家にのみ用いられている意匠は次の通りです。



軒裏は2階壁面が大壁の場合は壁と同じ仕上げで塗りごめ、真壁の場合は塗りごめない

2階壁面はツシ2階の場合は大壁、本2階で階高の高い場合は真壁で漆喰塗り仕上げ
2階壁腰部分は壁仕上げと同じ仕上げ
袖卯建はつけない

下屋に持ち送りをを用いる場合は、従前の意匠を尊重する

1階格子の縁下は、ささら子下見板張り、豎羽目板張り、または一枚板のはめ込みとする

(3) 作州系町家の意匠

作州系の町家にのみ用いられている意匠は次の通りです。



軒裏は2階壁面が大壁の場合は壁と同じ仕上げでたるきの形を角形に塗りごめ、真壁の場合は袖卯建より外側を塗りごめて他は塗りごめない

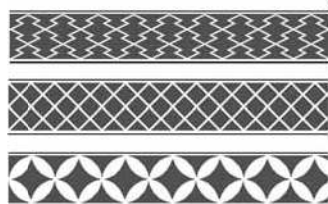
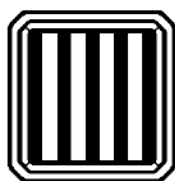
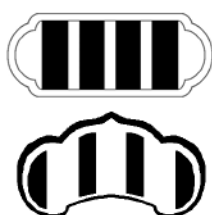
2階壁面は大壁または真壁で漆喰塗り仕上げ
2階壁腰部分はなまこ壁をつける(意匠は従前のものを尊重する)
袖卯建はつける(意匠は従前のものを尊重する)

下屋に持ち送りをつけない

1階格子が出格子の場合は、縁下に板を張らない
平格子の場合は、豎羽目板張りまたは一枚板をはめ込むこと

(4) 平福の伝統的な意匠

虫籠窓、袖卯建やなまこ壁などの鍔細工や持ち送りは特徴的な意匠となっている場合があるので、従前の意匠を参考に修景すると、元の景観を保つことができます。



地区内の虫籠窓・なまこ壁・持ち送りの伝統的意匠の例